

佐賀県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和7年1月7日から令和7年2月6日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 神埼北茂安線	神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1067 番地先から 神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1100 番2地先まで	令和7. 1. 8